

特定生産緑地 指定の流れ

営農(生産緑地の指定から30年間)



生産緑地所有者より申出 令和元年9月1日～

提出書類

- ① 特定生産緑地指定申出書兼農地等利害関係人同意書(様式1)
- ② 土地登記簿謄本(複写不可)
- ③ 位置図(縮尺が1/2500程度以上のもの)
- ④ 農地等利害関係人全員の印鑑証明書
- ⑤ 委任状(代理人が申請を行う場合)
- ⑥ その他市長が特に必要とする書類等

※公的機関が発行する証明書類等は、発行日から3ヶ月以内のもの

※特定生産緑地の指定は、生産緑地の指定から30年が経過するまでに行う必要があります。



市による指定手続き(数ヶ月)

※現地確認の実施などにより、相当の期間を要する場合があります。



指定



指定の通知



営農(特定生産緑地の指定から10年間)



指定しない



指定しない旨の通知



生産緑地として指定が継続

生産緑地の指定から30年経過後は、買取り申出が可能になります。